

令和5年度第2回
東京都私立学校審議会
会議録（第826回）

令和5年5月15日（月）
都庁第一本庁舎33階 特別会議室N6

午後 3 時 00 分開会

○近藤会長 ただいまから、「令和 5 年度第 2 回東京都私立学校審議会」を開催いたします。

初めに、本日の出席委員について、事務局から報告を願います。

○福本私学行政課長 本日の出席委員は、委員 20 名のうち、19 名でございます。

開会定足数は 11 名でございますので、当審議会運営細則第 6 条により、本審議会が有効に成立しておりますことを御報告申し上げます。

○近藤会長 ただいま事務局から報告がありましたとおり、当審議会運営細則第 6 条により、本会は有効に成立しております。

それでは、本日の議案の審議に入ります。

なお、当審議会運営細則第 8 条により、審議会は原則として公開としておりますが、認可に関する議案の審議については非公開となります。

本日の議題は、認可に関する議案のみのため、審議は非公開となります。

これより、本日の議案の審議に入らせていただきますので、傍聴者、報道関係者は、御退席をお願いいたします。

(傍聴者退席)

では、私立学校に関する今回の新たな諮問について、事務局から説明願います。

○戸谷私学部長 本日諮問させていただく案件は、お手元に配付してございます 4 件でございます。

それでは、諮問文を朗読させていただきます。

私立学校法第 8 条第 1 項及び第 31 条第 2 項の規定により、下記事案について、貴審議会の意見を求める。

令和 5 年 5 月 15 日付、東京都知事名。

記、1、東京・i スマートビジネス専門学校廃止認可について（新宿区）、ほか 3 件。

以上でございます。

詳細につきましては、担当職員から、それぞれ説明をさせていただきます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○近藤会長 本日の議案は、既に諮問されている案件 1 件と新たに諮問される案件 4 件の計 5 件でございます。

各案件につきまして、部会の審議状況を事務局から報告願います。

○福本私学行政課長 本日議題となっております議案のうち、次回に継続いたしますものを除く議案第 1 号から議案第 3 号までにつきまして、各部会におきまして了承されておりますことを御報告申し上げます。

○近藤会長 それでは、既に諮問されている案件について、審議することといたします。

初めに、幼稚園についての案件でございます。

議案第 1 号は、おおよ幼稚園の設置者変更及び収容定員に係る園則変更認可についてで

ございます。

それでは、事務局より、説明願います。

○担当者 それでは、議案第1号、おおや幼稚園の設置者変更及び収容定員に係る園則変更認可について、御説明申し上げます。

学校の目的、名称及び位置は、それぞれ要項1から3に記載のとおりでございます。

変更の時期は、認可のあった日といたします。

変更の理由でございますが、昭和43年の旧設置者死亡に伴い、このたび、新設置者が引き継ぎ、設置者を変更するとともに、地域の需要に応えるため、収容定員を変更するものでございます。

新設置者は大矢和宏氏、園長は大矢路子氏でございます。

学級編制等でございますが、変更の内容は、現在の3学級40名を4学級140名に変更するものでございます。

経費の見積り及び維持方法は、要項9に記載のとおりです。

また、要項10から12にありますとおり、園地、園舎、運動場、教職員等につきましては、いずれも設置基準を充足しております。なお、変更前の項目については、園地・園舎については設置認可当時の面積を、教職員組織については現園舎建て替え前の人数を記載しております。

これまでの経緯につきまして、御説明いたします。おおや幼稚園は、運動場及び園舎の面積が不足し、現40名定員でも設置基準を充たしていないことに加えて、過剰収容など、幾つもの課題を抱えておりました。この間、所轄庁である新宿区の指導の下で、用地の取得や園舎の建て替えなど、課題解決に取り組み、ようやく設置基準を充足するに至ったものでございます。園児が安全快適に過ごすことができる教育環境の確保などについて、部会でも御意見を頂戴したところでありますので、そのことについて園や区にもきちんと伝えてまいります。また、学校法人化につきましては、区に申請の相談があり準備を進めており、都にも相談が来ておりますので、学校法人化に向けて、区と協力して取り組んでまいります。

以上で、議案第1号の説明を終わります。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何か御質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

(首肯する委員あり)

それでは、議案第1号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

次に、今回新たに諮問されている案件について、審議することといたします。

初めに、専修学校についての案件でございます。

議案第2号は、東京・iスマートビジネス専門学校の廃止認可についてでございます。

それでは、事務局より、説明願います。

○担当者 それでは、議案第2号、東京・iスマートビジネス専門学校の廃止認可について、御説明いたします。

東京・iスマートビジネス専門学校は、平成29年7月3日に専修学校の認可を受けた学校ですが、このたび、廃止認可の申請をしてきたものです。

それでは、要項に基づきまして、御説明いたします。

学校の名称及び位置は、要項1及び2に記載のとおりです。

廃止の時期は、認可のあった日といたします。

廃止理由は、募集活動の好転が期待できず、学校の運営継続が困難となったためです。

設置者は学校法人小倉学園で、理事長は小倉基義氏、校長は三田寺秀高氏です。

生徒の処置については、要項7に記載のとおり、令和4年度末をもって全員卒業しております。

教職員の処置については、要項8に記載のとおり、法人内で配置転換または退職しています。

指導要録等については、要項9に記載のとおり、設置者において保管します。

資産の処置については、要項10に記載のとおり、設置者において処置します。

備考欄には、校地、校舎の面積、生徒定員などを記載しておりますので、御参照ください。

以上で、議案第2号の説明を終わります。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございました。

何か御質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

(首肯する委員あり)

それでは、議案第2号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

次に、幼稚園についての案件でございます。

議案第3号は、新小岩幼稚園の収容定員に係る園則変更認可についてでございます。

それでは、事務局より、説明願います。

○担当者 それでは、議案第3号、新小岩幼稚園の収容定員に係る園則変更認可について、御説明申し上げます。

学校の名称及び位置は、それぞれ要項1及び2に記載のとおりでございます。

変更の時期は、認可のあった日といたします。

変更の理由でございますが、実員に合わせて収容定員を変更するものでございます。

設置者は学校法人顕真学園、園長は千葉優子氏でございます。

学級編制等でございますが、変更の内容は、現在の7学級160名を4学級105名に変更するものでございます。

園地、園舎、教職員組織につきましては、要項8から10にありますとおり、いずれも設置基準を充足しております。

以上で、議案第3号の説明を終わります。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何か御質問はございませんでしょうか。

(首肯する委員あり)

それでは、議案第3号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

次に、今回諮問のみで継続審議とする案件が2件ございます。

議案第4号及び議案第5号は、学校法人丸和学園の寄附行為認可及び東京外語学園日本語学校の設置者変更認可についてでございます。

こちらはいずれも第一部会の所管でございますので、部会の委員の皆様には部会調査をお願いいたします。

以上で、本日の案件についての審議を終了いたします。

最後に、審議会日程についてでございます。

次回は、6月19日、月曜日を予定しております。会場は、開催案内にて改めて事務局から通知をさせていただきます。

それでは、これをもちまして、本日の東京都私立学校審議会を終了させていただきます。

御審議、ありがとうございます。

午後3時21分閉会